○農林水産省告示第二千百八十七号

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十号）及び海面漁業生産統計調査規則等の一部を改正する省令（平成二十七年農林水産省令第七十六号）の施行に伴い、並びに関係省令の規定に基づき、平成十四年四月三十日農林水産省告示第千四号（作物統計調査規則第三条第一項の農林水産大臣が定める植物等を定める等の件）等の一部を改正する。

平成二十七年十月一日

農林水産大臣　林　芳正

第一　平成十四年四月三十日農林水産省告示第千四号（作物統計調査規則第三条第一項の農林水産大臣が定める植物等を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「生産数量目標」を「生産努力目標」に改める。

第六条中「規則第三条第七項に規定する実査機関の長」を「地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局の農林水産センターの長）」に改め、「当該実査機関による」を削る。

第七条を削る。

第八条中「、第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同条を第七条とする。

別記様式第一号から別記様式第五号までの規定中「地域センター」を「管理番号」に改める。

別記様式第六号中「地域センター」を「管理番号」に、「、沖縄総合事務局長又は取りまとめ地域センターの長」を「及び沖縄総合事務局長」に改める。

別記様式第七号から別記様式第十九号までの規定中「地域センター」を「管理番号」に改める。

別記様式第二十号中「地域センター等名」を「都道府県名」に、「、地域センターの長等」を「及び沖縄総合事務局の農林水産センターの長」に改める。

別記様式第二十一号中「地域センター」を「管理番号」に改める。

別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中

地域センター	市町村	地域センター別農家番号

を

管理番号	市町村	農家番号

に改める。

別記様式第二十四号及び別記様式第二十五号中「　　地域センター名」を「　　都道府県名」に、「地域センターコード」を「管理コード」に、「地域センター名」を「都道府県名」に改める。

第二　平成十四年十二月二十日農林水産省告示第千八百八十五号（牛乳乳製品統計調査規則第三条第五項の農林水産大臣が定める乳製品等を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第六条中「第四項」を「第五項」に改める。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「地域センター」を「管理番号」に改める。

第三　平成十五年三月二十日農林水産省告示第四百三十五号（海面漁業生産統計調査規則第四条第四項の農林水産大臣が定める調査票等を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規則第二条第七項に規定する取りまとめ地域センター等の長」を「地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）」に改め、同条第四項中「の地域センター」を削り、同項各号を次のように改める。

一　東北農政局
二　関東農政局
三　北陸農政局
四　九州農政局

第三条中「第八条第二項及び第三項」を「第八条第一項から第三項まで」に改める。

別記様式第一号から別記様式第五号までの規定中

都道府県名	
地域センター名	

を

都道府県名	

に改める。

県名	

第四　平成十五年五月二十日農林水産省告示第七百七十六号（漁業センサス規則第五条第二項第一号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号から別記様式第九号までの規定中「地域センター」を「地方農政局等」に改める。

別記様式第十一号から別記様式第十四号までの規定中

農政局	
地域センター	

を

農政局

に改める。

第五　平成十五年十一月十一日農林水産省告示第千八百三十三号（農業経営統計調査規則第五条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「。以下」の下に「この条及び第四条第三項において」を加える。

第四条第一項中「規則第三条第四項に規定する実査機関の長」を「地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局の農林水産センターの長）」に改め、同条第二項中「地方農政局の地域センター（規則第三条第五項に規定する取りまとめ地域センター（以下「取りまとめ地域センター」という。）を除く。）の長、北海道農政事務所の地域センターの長及び」を削り、「地方農政局長が」を「沖縄総合事務局長にその」に改め、「同条第六項に規定する取りまとめ地域センター等（以下「取りまとめ地域センター等」という。）の長に」を削り、同条第三項中「取りまとめ地域センター等の長は、」を「地方農政局長は、第一項の規定により取りまとめた生産費結果又は」に改め、「（取りまとめ地域センター等の長が実査機関の長である場合にあっては、第一項の規定により取りまとめた生産費結果を含む。）」を削り、同項後段を削る。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「センター」を「管理番号」に改める。

別記様式第三号中「地域センター番号」を「管理番号」に、

地域センター名	

を

地方農政局等名	

に改める。

第六　平成十六年五月二十日農林水産省告示第千七十一号（農林業センサス規則第五条第一項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「第十六条第五項」を「第十六条第五項及び第六項」に改める。

第七　平成十七年十二月二十八日農林水産省告示第二千七号（木材統計調査規則第六条の農林水産大臣が定める製材工場等を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「同千二百十四」を「同千二百十三」に改め、同条第二項第二号中「抽出するものとし」を「抽出し」に、「抽出し、これを都府県庁所在の市（特別区を含む。）に置かれる地方農政局の地域センター（第四号において「取りまとめ地域センター」という。）の長に通知する」を「抽出する」に改め、同項第四号中「抽出し、これを取りまとめ地域センターの長に通知する」を「抽出する」に改める。

別記様式第一号中「地域センター等番号」を「管理番号」に、「農政局　統計部　地域センター等」を「地方農政局等」に改める。

別記様式第二号中「地域センター等番号」を「管理番号」に改める。

別記様式第三号中「局・地域センター名」を「地方農政局等名」に改める。

別記様式第四号中「地域センター等番号」を「管理番号」に改める。

附　則

この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。